

ケアハウスとは

ケアハウスは、身体機能の低下などにより独立して生活するには不安がある高齢者に、安心して自立した生活を送っていただくための施設です。

ケアハウスという名称から「ケア付き住宅」と思われがちですが、個別介護を行う施設ではありません。身体機能の低下に伴い、何らかの支援や介護が必要になった場合には、ホームヘルパーなどの外部の保健福祉サービスを利用していただくこととなります。

ケアハウスは食事と入浴の用意、常駐する職員による緊急時の対応や生活相談などのサービスを提供します。

高齢化とともに生活上の不安が出ても、外部の保健福祉サービスを利用しながら自立した個人の生活が営める施設、それがケアハウスです。

大泉ケアハウスの特徴

大泉ケアハウスは建物の4階一部と5階に設置されています。居室は個室の洋室が50室です。外部とは専用エレベーターで出入りします。明るく広い食堂や談話コーナー・相談室・洗濯室・浴室などを備え、ほとんどの生活空間から段差をなくすなど、高齢者にふさわしい機能をもった施設です。

大泉ケアハウスの職員は、所長・事務員・生活相談員・介護士3名の6名です。

平成18年4月から、施設の指定管理者として、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が運営しています。

なお、この建物には、1階にデイサービスセンターと居宅介護支援事業所・訪問介護事業所、2階から4階までは定員120名の特別養護老人ホームが併設されています。

入居対象者

以下のすべての項目に該当する方が、入居の対象となります。

- (1) 平成29年6月30日現在、練馬区内に居住しており、かつ満60歳以上である。
- (2) 自炊ができない程度の身体能力の低下等が認められる、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難なものであること。
- (3) 入居する時点で介護の必要のない、自立した方。
- (4) 利用料を支払うことが可能であり、月収が利用料を超えていること(定期的な収入のある方)。
- (5) 確実な保証能力を有する保証人を立てることができる。
- (6) 生活保護の受給中ではない。
- (7) 入居申込み時に本人が直接申込みに来る事ができる。

利用の取り消し(退居)

以下のいずれかに該当された際には退居していただきます。

- (1) 不正または偽りの行為によって、利用の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき。
- (3) 在宅保健福祉サービスを利用しても日常生活の維持が不可能になったとき。
- (4) 病院または診療所などへ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院期間が3ヶ月を超えることが明らかになったとき。
- (5) 金銭の管理または各種サービスの利用についての判断が、本人または保証人により行うことが出来なくなったとき。
- (6) 家族による援助を受けることが可能となったとき。
- (7) 利用料を支払うことが出来なくなったとき。
- (8) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがあるとき。
- (9) 提出書類などで虚偽の事項を申告したとき。

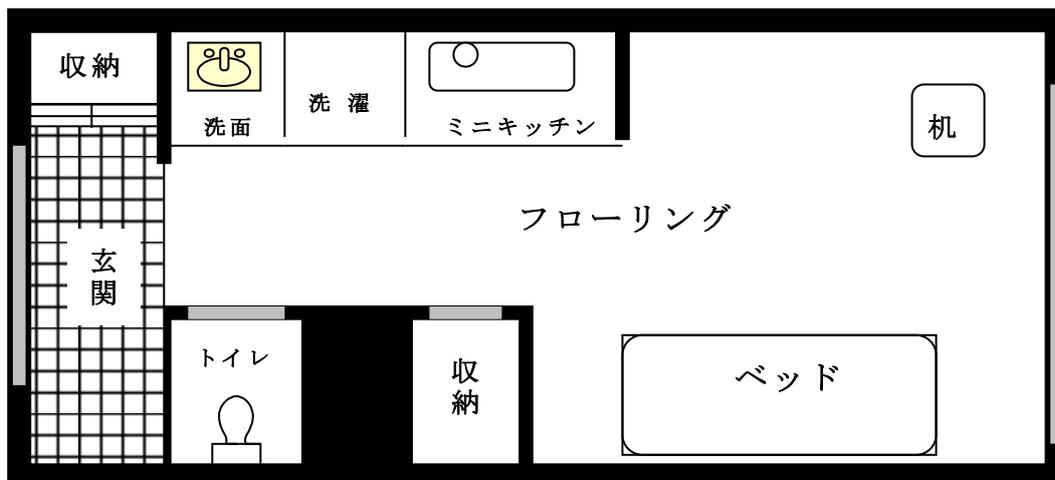
ケアハウスのサービス

食事の提供 (一日3食、食堂にて提供)・入浴の準備 (共同浴室を利用)
職員による生活相談・緊急時の対応・趣味やいきがい活動などへの支援

- ※ 大泉ケアハウスは介護保険の施設ではないので、施設職員による介護サービスは提供しません。
- ※ 入居後に介護が必要となった場合は、ホームヘルプなどの外部サービスをご利用ください。(料金は自己負担となります)

居室の設備など

(居室面積 約 22.68 m²)



居室に設置してあるもの:ミニキッチン・トイレ・エアコン・洗面化粧台・洗濯機置き場
物干し金具・収納スペース・下駄箱・机・椅子・ベッド・カーテン

- ※ テレビ、洗濯機、電話などは必要により個人で設置ができます。
- ※ 共用のコイン式洗濯機(1回200円)・乾燥機(30分100円)・公衆電話があります。

設備の概要

所在地 練馬区東大泉二丁目11番21号 Tel5387-3699

敷地面積 3,855.59㎡ 延床面積 8,202.68㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階建

1階 デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、事務室

2階 特別養護老人ホーム

3階 特別養護老人ホーム

4階 特別養護老人ホームとケアハウス

5階 ケアハウス

ケアハウスの利用料

ケアハウスの利用料(月額)は、入居者の収入により決定されます。
詳しくは次表のとおりです。

利用料は、部屋代、食事代、共用部分の光熱水費を含んでいます。
その他、個人にかかる費用は自己負担となります。

[例]居室の電気・水道代、新聞・雑誌代、ホームヘルプなど外部サービス料金

※ 11月から翌年の3月までは、暖房費として次表の利用料に月額 2,070 円が加算
されます。

練馬区立軽費老人ホーム条例施行規則別表によるケアハウス利用料

階層	対象収入区分	利用料(月額)
1	720,000 円以下	24,400 円
2	720,001 円以上 760,000 円以下	24,500 円
3	760,001 円以上 800,000 円以下	27,300 円
4	800,001 円以上 840,000 円以下	30,200 円
5	840,001 円以上 880,000 円以下	32,900 円
6	880,001 円以上 920,000 円以下	35,700 円
7	920,001 円以上 960,000 円以下	38,600 円
8	960,001 円以上 1,000,000 円以下	40,300 円
9	1,000,001 円以上 1,040,000 円以下	43,300 円
10	1,040,001 円以上 1,080,000 円以下	46,200 円
11	1,080,001 円以上 1,120,000 円以下	49,200 円
12	1,120,001 円以上 1,160,000 円以下	51,300 円
13	1,160,001 円以上 1,200,000 円以下	55,200 円
14	1,200,001 円以上 1,260,000 円以下	58,900 円
15	1,260,001 円以上 1,320,000 円以下	63,300 円
16	1,320,001 円以上 1,380,000 円以下	67,700 円
17	1,380,001 円以上 1,440,000 円以下	72,100 円
18	1,440,001 円以上 1,500,000 円以下	76,500 円
19	1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	81,500 円
20	1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	86,500 円
21	1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	91,500 円
22	1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	96,500 円
23	1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	101,500 円
24	2,000,001 円以上 2,100,000 円以下	106,500 円
25	2,100,001 円以上 2,200,000 円以下	111,500 円
26	2,200,001 円以上 2,300,000 円以下	116,500 円
27	2,300,001 円以上 2,400,000 円以下	121,500 円
28	2,400,001 円以上	127,170 円

※ この表において「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、前年の租税、社会保険料等の必要経費を控除した後の収入をいう。

※ 利用料は改定する場合があります。